

総務委員会会議録

日時 令和4年12月27日(火) 開会時間 午後 3時20分
閉会時間 午後 4時31分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人
副委員長 桐原 正仁
委員 桜本 広樹 鷹野 一雄 古屋 雅夫 笠井 辰生
宮本 秀憲 河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 関 尚史
総務部次長(人事課長事務取扱) 佐野 満 財政課長 高橋 直人
資産活用課長 鈴木 孝二 行政経営管理課長 小林 洋一

議題(付託案件)

第235号 令和4年度山梨県一般会計補正予算
第236号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。ただし、第236号については、附帯決議を附すべきとの動議が提出され、附帯決議案を起立多数で決定した。

審査の概要 午後3時20分から午後4時31分まで、総務部関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

※第 236 号 訴えの提起の件

質疑

鷹野委員

改めて確認も含めて、質問をさせていただきます。

今回、12月20日の裁判結果は、全面敗訴ということでございますけども、住民訴訟において、令和2年に、それまでの県側の主張が180度転換して、賃借料違法無効という主張の中で裁判が展開してきておりますけども、完全に否定されたこととなります。この裁判結果についてどのようにお考えか、改めてお伺いいたします。

鈴木資産活用課長 この判決の結果をどのように考えているかということでございますけれども、我々としては、我々の主張というものが認められなかったということでございます。

我々としたしましては、その県民全体の財産から得る収益というものを最大化していくということが、我々の責務と考えておりますので、我々の主張が控訴で認められるように全力を尽くしてまいるといところでございます。

鷹野委員

改めて認められるように控訴するというところでありますけど、基本的にその作戦的なものを何か御用意されているのでしょうか。

鈴木資産活用課長 判決に対して我々とすれば、補充説明をしていかなければならないのは当然だと思っております。ただ、具体的なその内容、主張の内容につきましては、今後の訴訟追行の関係、その戦略上支障がございますので、申し訳ございませんが、この場ではお答えを控えさせていただきます。

鷹野委員

作戦上ということでございますけど、ある意味、そこの作戦がない中で、改めてこの裁判の弁護士も含めて、主張するところの論点がない中で、控訴することだけを改めて訴えられても説得力がないと私は思っておりますけども、改めてお伺いいたします。

鈴木資産活用課長 戦略につきましては、先ほど申したとおり、今後、補充説明をして主張していくことになろうかと思っておりますけども、それについては、今の段階ではお話しできないということでございます。

我々としたしましては、いずれにしても県民全体の財産であります県有資産からの収益というものを最大限県民の皆様に還元していくということが責務であると考えております。ですので、上級審に審議を求めまして、我々の主張が認められるようにやっていくことこそ、我々の責務であると考えております。

鷹野委員

今まで足立弁護士は非常に優秀であるということで、山梨県には代替する弁護士はいないというところまで説明をしていたと思います。そのような中、弁護士に訴訟委任の結果、1ミリも受け入れられない完全敗訴をしたと私は思っておりますけども、足立弁護士を選定した責任は、執行部側にもあると私は思っております。その責任について、どのようにお考えかお伺いいたします。

鈴木資産活用課長 この訴えの提起が認められれば、まだ裁判のほうは確定していないということになります。現状でその責任というものにつきましてはというのは、仮定の話になりますので、

この場での回答は差し控えさせていただきたいと思います。

鷹野委員 仮に控訴する場合も、仮にこのような弁護士に再度、訴訟委任をするとは到底考えられませんが、足立弁護士に委任するか、改めてお伺いいたします。

小林行政経営管理課長 現在、足立弁護士と交渉を重ねておりまして内諾をいただいているところでございます。足立弁護士は、一番も担当しておりまして、最も裁判の経過、法律、制度等に精通している弁護士ということでございまして、控訴審をしっかりと追行するためには足立弁護士にお願いするのが最適であると考えております。

鷹野委員 今までそのような説明をたくさんいただいて、足立弁護士が優秀ということで進めてきたと理解しておりますけれども、結果的には本当に100対0という完全敗訴ということでございますけれども、改めて、足立弁護士で勝てる見込みがあるのかどうか、お伺いいたします。

小林行政経営管理課長 執行部側としましても、しっかりと足立弁護士と協力しまして、訴訟をしっかりと追行して勝訴を勝ち取るために、今後進めていきたいと考えております。

鷹野委員 質問を変えますけれども、判決では、これまでの契約は不動産鑑定評価基準における不動産の評価方法に即した形で算定されてきたものと認められ、本不動産の時価としての賃料に当たり適正な対価のない貸付けに当たらないとしている。

つまり、あくまでも不動産鑑定評価基準に基づく正しい評価方法で算定された評価であれば、賃料は増減されるべきものであり、新しい利益の回復実現を図る道が閉ざされることなどがあり得ないと考えるが、正しい不動産鑑定評価によっても賃料の改定はできないと考えているのか、その理由についてお伺いいたします。

鈴木資産活用課長 判決文の内容ということでしょうか。不動産鑑定において、増減するということはあるんですけども、もともと我々の主張しているところは、昭和2年の山林原野に基づいて評価されているというところが、適正な対価とは言えないというところがございます。その部分につきましては、我々の主張とその判決というのは相入れないというか、違っているというところがございます。

鷹野委員 現状、控訴した場合、控訴審の訴訟費用は2,871万円にとどまらず、訴訟当事者の訴訟費用を血税で払う可能性が極めて高いと判断されていますが、これ以上、税金の無駄遣いはとても容認できるものではございません。控訴審において逆転し得る事実関係、証拠について具体的に改めて説明を求めます。

鈴木資産活用課長 控訴審においての今後の主張ということですが、まことに申し訳ございませんが、訴訟追行上の観点、戦略上の支障が出るおそれがございますので、今この場での回答というのは、差し控えさせていただきたいと思います。

鷹野委員

話が県のホームページに移るわけでありまして、20日の裁判結果が出て、山梨県は昨年3月からホームページに「守ろう、増やそう「県民資産」」とのタイトルで県の主張を掲載しておると承知しておりますけれども、この中で「地方自治法上、違法状態かつ無効状態であることが明らかになっています。違法・無効状態にある特異な契約を適正な状態に修正・是正しなければなりません」と記されておりますが、しかし今回の判決で過去の契約は両方で合意されておる契約でありまして、造成前の素地価格を基準にした賃料の算定は不当でないと、県の主張は全面的に退けられておる状況の裁判結果であります。もちろん違法無効の状態も否定されています。

公的な山梨県のホームページで、一方づいた断定的で不適当な表現をすることを改めるべきであると思っております。県民に間違った情報を発信していると考えます。甲府地裁の判決文を掲載するなど正式な内容に修正すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

鈴木資産活用課長

県のホームページに載せている情報についてのお伺いと思っておりますけれども、我々としていたしましては、控訴がなされればまだ判決が確定しないという状況になっていると思っております。今後の控訴審で異なる判断がなされる可能性もございます。現時点におきましては、県といたしまして、内容を変更する必要性はないと考えております。

また、判決文の掲載という話があったかと思うのですが、判決における裁判所の判断内容、疑問点に関する県民の皆様への周知につきましては、今後、控訴理由書というものを控訴提出後50日以内に提出することになります。この控訴理由書における県の主張を固めまして、その主張を県のホームページに掲載するなどの対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

鷹野委員

確かに県の主張を、ホームページで主張することは理解するんですけど、そうはいつでも、一番で出た結果については、確定はしないまでも、こういう経過でこうなっているということは、正しく公平な立場の県庁、県民のための県庁の職員として、そういうことは改めてしっかりお伝えする、そういうことが必要だと私は考えますが、いま一度答弁をお願いいたします。

鈴木資産活用課長

繰り返になってしまうのですが、現時点におきましては、判決というものは、控訴すればその判決というものは確定しないということで、県のホームページに今載っているものについて、内容を変更する必要性は考えていないところでございます。ただ、判決におけるその判断内容につきましては、先ほど御説明したとおりですけれども、今後の控訴理由書における県の主張というものを固めた上で、その県の主張等を含めて、あわせて裁判所の判断内容なども掲載するということの対応を検討してまいりたいと考えております。

鷹野委員

私が言いたいのは、主張は主張でいいと思っているんです、主張は。その主張を曲げろと言っているわけじゃなくて、その主張の中にも、公平な立場の県庁としての今こう

令和4年12月臨時会総務委員会会議録
いう形でやっていますという正しい情報を伝えるべきだと私は申し上げているわけであり
ます。いま一度お願いいたします。

鈴木資産活用課長 我々といたしましては、県の主張というものが正しいと思っているところござい
ますので、そこはこれが正しいということと考えているところでございます。

鷹野委員 何回も申しますけど、県の主張はわかります。ただ、裁判所が一審で出した内容とい
うのは、私は重いと思います。その重い内容も含めて両論併記で、決して主張を曲げろ
と言っているわけじゃないので、そこはしっかりと県民に誤解を招かない内容を私は伝
えるべきだと思います。いま一度お願いします。

鈴木資産活用課長 重ねてすみません。前にも今も答弁したんですけれども、判決における裁判所の判
断内容や疑問点に関するものにつきましては、今県の主張とあわせまして、今後、県の
ホームページに掲載するなどの対応を検討していきたいと考えております。

鷹野委員 よろしくお願いいたします。

最後になりますけども、今回、控訴までに総額幾らかかったのか。また、6,600
万円もかかっているとは思いますが、これも含んで総額幾らかかっているか、わか
りましたらお願いしたいと思えます。

小林行政経営管理課長 例えば、費用弁償といった細かいものまでは、積算の積上げはございませ
んの
で省かせていただきますが、おおむね、今委員御指摘の調査委託費の6,600万円、
それと昨年度の着手金1億4,300万円、この合計2億円程度、こういった金額が裁
判費用としてこれまでかかっているということになります。

鷹野委員 また今回、控訴するならば2,871万円かかるということでもありますので、できま
したら総合計を、細かい部分は除いてという話でございましたので、細かい部分も含め
て資料請求をしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

小林行政経営管理課長 先ほど1件申し上げるのが漏れておりました。申し訳ございません。裁判手
数
料1,500万円余、こちら、昨年度、反訴の件でかかっておりますので、これら
を含めましてということで。

卯月委員長 ただいま鷹野委員から請求のあった資料につきましては、本日臨時会1日限りであり
ますので、本委員会終了後までに用意ができますでしょうか。

小林行政経営管理課長 委員会終了までに、資料を整えさせていただきたいと思えます。よろしく
お
願いいたします。

小越委員 何点かお伺いします。

まず一つは、先日の常任委員会で、今回、専決処分だけはしないようにということを申し上げまして、専決処分にしないで議会を開いていただいたことは評価したいと思います。

先ほど私も本会議で質疑をいたしまして答弁があったんですけども、答弁されていないことがたくさんありまして、一つ一つ確認していきます。

一つは、この控訴をしなかったら、未来永劫この是正するすべがなくなってしまうと知事は言っているんですけども、それは、判決文のどこにそう書いてあるんですか。どこを読んでそう解釈したんでしょうか。

鈴木資産活用課長 判決文に未来永劫とは書いてはいないと思います。その未来永劫というところなんですけれども、今の判決の内容が確定いたしますと、それによりまして、それがベースとなりまして、契約というものが今後されていくおそれがあるというところでお話をさせていただいているところでございます。

小越委員 ということは、どういうところがベースになっているんですか。山林原野でやってはいけなくて、どこに書いてあるんですか。これ過去の話ですよ。過去の話でやっているけど、これからも山林原野でやっちゃいけません。判決文のどこに書いてあるか教えてください。

鈴木資産活用課長 すみません。先ほど申したとおりなんですけども、判決文に未来永劫ということは書いていなくて、将来にわたって山林素地での積算でなければならないということが書いてあるわけではございません。それはそのとおりでございます。ただ我々は、今の契約というものが山林素地でやっているのですが、それがベースになるおそれがある、そのリスクがあるということで、ベースになれば未来永劫そういったものになるおそれもあるということでお話をさせていただいているというところでございます。

小越委員 それがこれからの、争点ということになるんでしょうか。何が争点かわからず、とにかく控訴だけさせてくださいというのでは、白紙委任になってしまうんですけど。この判決文と、山梨県はどこが自分たちと違うのか、どこがこれから争点になっていくのか、そこを言ってくれないと。ただ控訴して頑張りますと言っても、それでは白紙委任で勝訴するかどうかわからないので、どこなんですか。判決文のどこがですか。

鈴木資産活用課長 争点というと、基本的に我々の主張としましては、今の県有地の賃料というものが現況と異なる開発前の山林原野をもとに算定されたものであると。これが地方自治法237条第2項に定める適正な対価とは言えないというところを主張しているところでございます。

それに対しまして判決では、過去において開発前の山林原野をもとに、合意を繰り返してやってきた賃料なので、今回の賃料水準というものが適正ではないかということが判決で示されたというところでございます。

我々の主張が、受け入れられなかったというところがございますので、そこについて

今後、ほかにもあるんですけども、大きなところではそういったところっております。そこが争点というか、もともと争点がそういうところだったんですけども、我々の主張が認められるように控訴を、我々とすれば全力を尽くしてまいるところでございます。

小越委員

知事が12月21日の記者会見で記者の方に答えているんですけど、今も、さっきの質疑でもありましたけども、過去において合意があったと。そして、その合意が繰り返されているがゆえに、今回の賃料水準というのは否定されるべきものではない。

合意、繰り返されてきたんですよ。この判決文でも、県が主体的にこれをやってきて、合意が繰り返されてきた。だから継続賃料になっていたんですけど、合意したのは山梨県ですよ。合意してきたから、この賃料算定が間違っている。合意したのは山梨県ですよ。では、合意したときの山梨県の責任はどこにいつているんですか。

鈴木資産活用課長

まず、合意によってというところは、その判決で述べられているところでございます。我々のその主張は、現況と異なる開発前の山林原野というものが適正な対価ではないというところなので、そこはちょっと我々の主張とは違うところがございます。

責任につきましては、今後、敗訴が確定した段階での責任を問われているということであれば、それはまだ裁判の控訴の案件が認められれば、控訴することになって裁判が確定しないということになりますので、まだコメントする段階ではないとなります。回答は差し控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

小越委員

判決文には、再三再四、契約当事者間で現行賃料を合意し、それを適用した直近合意時点以降において、その近隣地域、もしくは同一需給圏内の類似地域における賃料を総合的に勘案し、契約当事者間の公平の留意の上に決定する。これは当たり前ですよ。

今まで合意の上にやってきたから、それがこのままいってしまうと言うんですけど、それではこの契約というのは、山梨県側とすると、合意しなくても幾らですよという、それがこの賃料決定だという認識ですか。

鈴木資産活用課長

今お話しいただいている点なんですけれども、今後の訴訟追行のところに密接に当然関わってくるところでございますので、回答については、申し訳ございません、差し控えたいと思っております。

小越委員

ということは、富士急行と連綿と契約を結んでまいりました。そもそも契約は違法無効とずっと言っていましたけども、ということは山梨県が一方的に賃料幾らですよと言ったら、それを払えということをやずっと今まで山梨県は主張してこなかったけど、それが正しかったということですか。なぜ今まで主張してこなかったんですか。直近合意に基づいて合意してずっとやってきましたよね。ずっと合意してやってきた。だから契約書あるんですよ。双方合意のもとにやりますと。一方がおかしかったらやめますって。県が賃料を言ってきたわけですよ。県が賃料を言ってきたわけですよ、幾らだってことで。それは合意してやってきたわけですよ。でもそれは合意したことはありませんみ

令和4年12月臨時会総務委員会会議録
たいな。不動産鑑定そのものだって。それは契約上、社会道義上、許されないんじゃないですか。契約してきたのに。

鈴木資産活用課長 今御指摘のあった点は、やはり裁判に関わる内容に非常に密接に関係しているところでございますので、今後の訴訟追行の関係から回答は差し控えさせていただきたいと思えます。

小越委員 富士急行さんがこの違法無効だったこと、賃料が安いことを認識していた答弁がありましたけども、では富士急行さんが認識していたのであれば、これまで山梨県は、それについてどのように指導したり、助言したり、是正したりしてきたんですか。

鈴木資産活用課長 すみません、富士急行が認識していたのであれば、指導をしてきたはずだろうということの質問でしょうか。やはり裁判の内容の主張とかそこら辺に関わってくるのかと思えますので、申し訳ございませんが、この場での回答というのは差し控えさせていただきたいと思えます。

小越委員 ことごとくやっていなかったわけですね。山梨県は、富士急行さんがその固定資産税も取らなくて、一生ここは固定資産税がありませんから、どうぞお安いので売っていますよ。その差額は富士急行さんがもうけますよということ、百も承知していたわけですよ、ずっと。だけどそれを今になって、富士急行が認識したけど、私たちは知りませんでしたって、そんな契約は社会上通用しないと思えますよ。ずっと知っていたわけですよ。別荘を開発してくださいねということで契約結んでいるわけですから。

それから、180度方針転換しました。私も特別委員会で何回も聞いて、何回も聞いて、やっとメモ3枚しか出てこなかった。もうそんなこと、絶対にあり得ないと今もそう思っています。きっとあるに違いないと思っているんですけど。方針転換したときに誰が決めたかといったら、部長が専門家の意見を聞いてと言いました。専門家って誰ですか。

市川総務部長 令和2年のやり取りのことでございますので、その方針転換に至っての経緯においては、弁護士などに意見を聞いているところでございます。

小越委員 その弁護士さんは足立さんですか。それとも藤田先生ですか。それとも細田先生ですか。

市川総務部長 当時、11月のときにも知事から御説明申し上げましたけれども、その際の弁護士は既に足立弁護士だったと記憶しております。

小越委員 ということは、この180度転換して違法無効だと、損害賠償請求しろと言い始めたのは足立弁護士だということですよ。足立弁護士から専門家の意見を聞いてこの訴訟を組み立てていたと今確認いたしました。

それで、先ほど私も質問して、控訴しなかったら富士急行が困ると言ったんですけど、それはどういうことですか。

鈴木資産活用課長 今の判決が確定いたしますと、結局、今の判決のものがベースになろうかと思いません。その場合、話し合いをする場合についても、例えば、県の価格提示に対して上げるとしても、県の考えを理解していただいて、上げるとしても、株主利益の観点からその支出をふやすということが非常に難しくなるという点もございます。そういう話し合いに応じるのが難しくなるということでございます。

小越委員 それは富士急行さんがそう言っているんですか。

鈴木資産活用課長 推察でございます。

小越委員 たしか新聞報道では、富士急行さんはこの判決を真摯に受けとめていただきたいというようなことを言っていましたよね、たしかね。私はそう新聞報道で見ました。控訴しなければ、富士急行が困るから控訴してあげるみたいな、そんな言い方、ちょっと不適切じゃないかと思うんです。裁判している最中に、では富士急行さんと話し合いができるんですか。

鈴木資産活用課長 それは可能だと思いますけれども、実際にどうかということになってくると、それは仮定の話になりますので、回答は差し控えさせていただきますと思います。

小越委員 仮定の話ってさっきもそうですよね。富士急行が困るんじゃないかって、仮定の話勝手に山梨県が決めてつけて言っているわけですよ。裁判が始まったら、お互い原告ということでそこで話し合っ、賃料どうしようというのは、和解するぐらいしかありませんよね。この判決文に何度も書かれていますよ。賃料増減請求権を類推適用して、継続賃料の鑑定評価を行うことが可能であると規定されている。山梨県がやって合意していたんだから、では隣のところと比べて、少し安いからどうでしょうか。普通の不動産の契約交渉の中では、では少し上げていきますねって、それがだんだん上がって、継続賃料直近合意は上がってきますよね。それをやっていたんですか。そうやって、やっていたんですか。

鈴木資産活用課長 我々が主張しているところは、今のあそこの県有地というものが山林素地をベースに算定されているところは、それは適正でないということを主張させていただいているものでございまして、そのベースのところ、算定の基礎になるところの考え方が違うということを主張させていただいております。ですので、ちょっと今の質問というのは、我々の考えというところとはまたちょっと違うところで、我々の主張は、あくまで山林素地というのは、適正な対価でないところを主張させていただいているものでございますので、それが認められるよう全力を尽くすというところでございます。

小越委員

だから、そもそも山梨県は、契約に基づいてやってきたということを否定するわけですよね。不動産の中で契約に基づいて合意してきたのを、それを私たちは知りませんでした。そんなことはあり得ませんよ。違法無効ですと勝手に言って、ある日突然6倍の賃料をさかのぼって払えなんて、そんなことがまかり通ったら、山梨県だけではなく、ほかの日本国中のこの契約案件、どうなりますか。貸している人が勝手に、では6倍払ってください、さかのぼってください、そうでなかったら違法無効ですよって、そんな契約がどこにまかり通りますか。それを山梨県は言っているんですよ。私は、足立弁護士さんが、能力の問題よりも、この無理筋のこの主張を繰り返している限り、こんな勝つわけがないですよ。だって違法無効って、今までの、過去のことですよ。直近合意で、ずっと山梨県が主体的に契約案件を結んできた。こちらが提案してきた。そこから、ちよつともっと交渉して上げてくださって一言も言っていなかった。それを今度は違法無効で6倍払って過去にさかのぼる、そんな契約を、私たちは知りません、合意していませんなんて、ずっと契約書ちゃんとあるわけですよ。それをおかしいなんて言ったら、日本の国中の契約案件、どうなりますか。私、この無理筋のこのことを、この専門家という足立弁護士さんが、これを提案して方針転換したってこと。それで、それに基づいて、違法無効だから巨額の93億円出てきた。それで旧日弁連の報酬基準でやった1億4,000万円、本当は5億円だけどもとって。そこがみんなつながってくるじゃありませんか。

先ほど鷹野委員からもありましたけども、「ふれあい」のお正月号って配られますよね。この「ふれあい」のところに既にこの県有地のことが書かれております。びっくりいたしました。課長が載っていますよね、こうやってね。増加する収入は教育関係に使う、県民に使う、適正な賃料と、こう書いてあります。裁判をやっている最中。これって山梨県のミスリードじゃありませんか。

判決文を私もいただいてよく読みました。すごく書かれている。これ、そのままどうして出せないんですか。自分たちの都合のいい理由書だけじゃなくて、判決文には、さっき私が述べたみたいなのところがこう書いてある。それをそのまま載せていただいて、県民に判断してもらうことが必要じゃありませんか。

この「ふれあい」も含めて、書いて載せてくれませんか。判決文はこう書かれている。でもこれに対して山梨県はこう思うって。両方がなかったら、本当は何書いてあるのか、何で理由が出ているかわからないですよ。いかがですか。

鈴木資産活用課長 先ほど鷹野委員の答弁でもお答えしましたように、我々は、判決の内容、それから我々の主張を今、控訴理由書に向けて主張を固めているところでございますけれども、その主張とそれから判決の内容、それから評価みたいなのを含めて、県のホームページ等での情報発信、情報周知みたいなことは今後検討していきたいと考えております。

小越委員

よって、私はこの訴えの提起に反対です。私は、反訴にももちろん反対いたしました。反訴のところに上訴を含めって書いてありますけども、あのときにも多くの議員から反

令和4年12月臨時会総務委員会会議録
訴の議決に当たって、では裁判の結果を待とうと、裁判の結果を待つから、だから反訴はいいよって言った。そこに小さく上訴を含むと書いてありましたけども。だったら今回出たんですから、これはもう完膚なきまでに、本当に全面的に敗訴ですよ。

無理筋の理屈なんです。足立弁護士さんが、違う弁護士加えても、この無理筋の主張が通るとはとても思えない。だったら今、傷をもっと小さくするために、弁護士費用も含めてですけど、お金のことも含めて、そして真摯に富士急行と話し合い、これから直近合意点があるかもしれませんが、だんだん少し上げていってもらいたい、そういうことも真摯に話し合う。それこそ契約の世界ではありませんか。私は、この訴えの提起について、反対いたします。

古屋委員 何点か、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず一つは、本会議の答弁の中でもございましたが、今回の弁護士の体制強化についての方向性、どのように検討を進めているのか。体制強化をしているということで理解したいと思いますが、その辺についての考え方を再度、確認したいと思います。

小林行政経営管理課長 体制強化についての御質問ということでございますが、現在の弁護士の体制に復代理人を3名増員するという方向で調整をさせていただいております。具体的にどういった弁護士かということは、今はまだ調整段階でございますので差し控えさせていただきますが、3名の増員ということで現在調整中ということになります。

古屋委員 承知しました。

2つ目は、今回の訴訟議案について、もし成立した場合、県として、甲府地裁についてどのような問題点があり、それをどうやって覆すか、わかりやすくちょっと説明していただきたいと思いますが。

鈴木資産活用課長 御質問の件でございますけれども、誠に申し訳ございませんが、その件も今後の訴訟追行上の支障が出ることとなりますので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

古屋委員 3つ目ですけど、今後の訴訟方針については、軽々に答えられない事情はわかるわけですが、そうはいつでも、これまでどおりの主張を繰り返すだけでは、甲府地裁の判決と同じ内容の判決が高裁の中でも出る可能性は否定できないと思っております。

したがって、地裁判決を十分精査してしっかりその主張をしていかなければならないと考えております。

加えて、県民の利益の最大化を図り、具体的な経済的な利益を確保するためには、これまでどおりの主張を繰り返すことに固執せず、例えば予備的な主張を行うなど、最悪のリスクを回避しながら、さまざまな観点から総合的に検討して、戦略的に訴訟に臨むことを検討すべきだと考えておりますが、その辺について、執行部の考え方を伺いたいと思います。

市川総務部長 前段のきちんとその判決の内容をよく精査してしっかりと主張していかなければならないということについては、おっしゃるとおりだと思います。行政経営管理課長から答弁申し上げましたが、弁護士体制の強化も図りながら、控訴理由書提出まで控訴後50日間ございますので、そこはしっかりと判決内容を精査しまして、地裁では受け入れられなかったわけですけれども、控訴審においてはきちんと県の主張が受け入れられるように、弁護士と連携しまして主張を固めてまいりたいと思います。

また、後段のところについては、非常に重たいお話だと思ってございます。先ほど資産活用課長から申し上げたとおり、控訴理由書の内容について、今の段階で方向づけるようなこと、なかなか言うことについては、はばかれるような状態ではあるんですが、その議案としてお諮りしている以上は、議案のとおり、富士急の請求が認められたところの取消しと、私ども県の主張を認容していただきたいということを基本としつつも、それ以外にどういったことが県民利益の最大化に結びついていくのか、ここについては議会の御判断であれば、そこはしっかりと受けとめながら検討しなければならないと思っております。

古屋委員 ぜひとも、この控訴理由書の提出期限まで、1月4日以降、50日ということですが、ぎりぎりまで県民の利益を第一に戦略を練っていただいて、その結果として提出される控訴理由書の内容については、提出後も県民にきちんと説明してほしいと思います。その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

市川総務部長 先ほどの3点目の御質問のところも含めて、控訴理由書については、御指摘のとおり、理由書提出まできちんと県民利益の最大化を考えて、どういう主張をしていくのか検討してまいりたいと思います。その上で、先ほど来の質問に、資産活用課長が申し述べたように、控訴理由書提出の際には、県ウェブサイトに掲載するなど、きちんと県民の皆様様に説明できるようにしてまいりたいと、控訴の御議決をいただいたあかつきにはしてまいりたいと思っております。

宮本委員 今回の古屋委員の主張で、具体的なその経済的な利益を確保するために、これまでの一審の主張を繰り返さずに、予備的なところも主張をしっかりと行っていくということは非常に重要なポイントだと思いますし、ぜひそうしていただきたいと思うんですが、私自身控訴すべきという立場でして、ただ、どうせ控訴するんだったら、必ず勝っていただきたいと。そうすると、予算説明会でも各議員から、このままで勝てるのかという心配の声がかなり上がっていましたけれども、そこはしっかりとやっていただきたいと思えますし、その意味で、関連ということで、予備的な主張というのは、答えられるんだったら、どのようなものなのかということと答えていただき、やるんだらいつ、どのタイミングでその予備的な主張をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

市川総務部長 予備的な請求ということであれば、反訴がまさに典型的なものでございまして、今回、反訴は20年前にさかのぼって不法行為に基づく損害賠償請求ということを請求しつつ、

それがない場合であっても、少なくとも10年前にさかのぼって不当利得返還請求ができれば、これがまさに予備的な請求の典型的なものなのかなと思っております。

今回のケースに当てはめて、富士急行の主張が認容された部分も含めて、じゃあどうしていくのかということは、先ほど申し上げたとおり、なかなか今の段階ではお答えはできないところではあります。ただ、一審と違いまして、控訴審になってまいりますと、一審の判決を前提として審議が進められるということもありますので、そこは早い段階から、具体的に言えば、控訴理由書などが念頭に置かれますけれども、やるとすれば、早い段階から主張していくということになっていくのかと思います。

また、ここはすみません、あくまでも一般論でしかなくて、今、現時点において、そういったことをこの短時間でやっていくということについては、まだ今御指摘いただいたばかりでもありますし、何か具体的なものがあるわけではないので、ちょっと一般論にとどめさせていただきたいとは思っています。

ただ、古屋委員から御指摘がありましたように、そこは議会の御意志ということであれば、そこはしっかりと受けとめながら、私ども県としても対応を検討しなければならないという認識でございます。

宮本委員

わかりました。他の都道府県でも同じような県有地であったり、いわゆる公共の地に関する訴訟というのは、東村山市なども含めて結構起こっています。そういった意味では今訴訟というのは非常に注目を集めているのかと思いますし、今、総務部長おっしゃったみたいに、しっかりと予備的な主張や、今回、復代理人を3人増員されるということですから、先ほどから血税を使うからという話も聞いておりますし、そういったことで、必ずやるからには勝っていただきたいなということを改めて申し上げまして、関連質問を終わります。

鷹野委員

先ほど、古屋委員の答弁で、部長の答弁の中にそれ以外という言葉が出てきたんですけど、それ以外って何なんですか。

市川総務部長

すみません、自分の答弁で恐縮ですけれども、文脈としては。

鷹野委員

富士急の今回の控訴理由の取り消しの部分の前後の文脈の中で、それ以外という表現があったんですけども、もし、わからなければいいです。

市川総務部長

これまでの主張にこだわることなくというような、古屋委員からの御指摘があったかと思いますが、そういう意味で、これまで私ども県が主張していた以外ということと言ったのかもしれませんが。ただ、先ほど、宮本委員の御質問にもお答えしたとおり、今、何かしら私どもの手元に、何かその策があるわけではないので、今の時点では何も申すものはないのは事実でございます。

ただ、そういった、古屋委員のお考えについて一概にしてそういうものでなく、むしろ重要な御指摘だと思っておりまして、今、具体的に何かあるわけではありませんが、そこは、それが議会の御意志ということであれば、しっかりと受けとめて検討しなければ

令和4年12月臨時会総務委員会会議録
ならないというところでございます。今、具体的に何かあるわけではございません。

卯月委員長 委員各位に申し上げます。執行部から資料の提供がありましたので、事務局から配付
いたさせます。

「事務局配付」

委員各位に申し上げます。先ほどの審査の中で要求いたしました資料について、お手
元に配付のとおり提出がありましたので、これについて執行部から説明を受けることと
いたします。

小林行政経営管理課長 今、お配りしました資料でございますが、まず、住民訴訟と確認訴訟・反訴の
主に2項目に分かれて計上させていただいております。左側につきましては、訴訟委任
契約、それぞれ藤田弁護士、足立弁護士のこれまでの経費と、調査委託費6,600万
円、確認訴訟につきましては、訴訟委任の着手金1億4,300万円、それと反訴の手
数料の1,532万9,000円と、主立った経費を合計いたしまして2億3,633
万3,000円というような資料の内容となっております。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

(「委員長、動議」の声あり)

(「賛成」の声あり)

古屋委員 ただいま第236号議案が可決されたわけでありましたが、多くの委員から質問が行わ
れました。県民の利益のために必要に応じて従前の県の主張を繰り返すことに個執する
ことなく、訴訟方針の見直しを検討するなどの内容を、当委員会として附帯決議をつけ
るべきだと考えますので、委員長、お取り計らいをお願いします。

卯月委員長 よって、本動議を議題と致します。
附帯決議案を事務局に配付致させます。

(附帯決議案配付)

卯月委員長 これより、附帯決議案について事務局に朗読いたさせます。

(事務局朗読)

卯月委員長 これより、附帯決議案について各位の意見を求めます。

意見

鷹野委員 ちょっと教えてください。ここに訴訟方針の見直しを検討、見直しをすることじゃなくて検討ということになっておりますけれども、この辺の取り計らいを確認したいと思います。とりあえずそこをお願いします。

古屋委員 今、鷹野委員からございました、見直しの検討をするということでございますが、今、さまざまな意見が出ているわけでありまして、今までの、県の主張は主張でわかるんですが、やはり、この辺は幅を持って、どうした方針が一番訴訟する上でベターなのか、ベストなのか、そういった意味で、これはということは、今はありませんけど、十分そこは検討していく、こういう考え方で附帯決議をつけさせていただきました。よろしくお取り計らいをお願いします。

鷹野委員 ありがとうございます。訴訟方針の見直しということでもありますけども、この見直しには、最終的に見直しということでもありますから、和解するつもりも含まれているのかどうか、確認したいと思います。

古屋委員 和解をするかどうかというのは裁判上のこれからの取り組みの中のことだと思いますので、そこは執行部、私こそこの執行権を持ってやるわけじゃありませんから、議員としては、そこはきっちりチェックをしながら対応していくと、こういうことで受けとめていただければありがたいということです。

小越委員 私は、附帯決議は必要ないと思います。そもそも訴訟を継続する必要がないと思っています。訴訟方針の見直しよりも訴訟そのものが成立しないと思います、この今の訴訟のこの主張をやっている限り。なので、すっぱりと否定するのが当然です、私はこの附帯決議必要ないですし、もちろん訴訟を反対している。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

卯月委員長 ただいま、附帯決議が可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、委任の件はお諮りしたとおり決定されました。

※第 235 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算

質疑

(債務負担行為について)

小越委員 債務負担行為なんですけども、具体的にいくらになるのか。

小林行政経営管理課長 お答えします。具体的な額でございますが、こちらの判決に応じて確保しました、経済利益に基づいて算定をいたします。現段階ではまだ算定が不能という状況でございます。

小越委員 説明会のときに93億円の旧日弁連報償で6%と言ったんじゃないですか。

小林行政経営管理課長 仮に93億円余が認められた場合であればという条件付きのお話でございます。具体的にはまだ算定不能という扱いにさせていただいております。

小越委員 前回のときに、たしか6,600万円を引き算したりしたと思うんです、1億4,000万円引き算してやったんですけど、今回はそれがありませんか。

小林行政経営管理課長 今回は、減算をしておりません。

小越委員 何で減算をしていないんですか。

小林行政経営管理課長 前回は、その交渉の過程において着手金を減算するという扱いにいたしました。今回は着手金そのものが0円ということございまして、最終的に成功報酬の中で着手金相当分と報奨金相当分のお支払いをするということになっております。

具体的な金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現段階ではまだ確定はしていないという状況でございます。

小越委員 今度、その成功報酬は、もし全額勝った場合は、前よりも多くなるということですね。

小林行政経営管理課長 繰り返しになりますが、金額そのものは確定しておりませんので、多くなるか少なくなるかというところは、今の段階ではお答えできませんが、いずれにしても、訴訟が長期にわたるといっても考えられますので、債務負担行為をこの段階で設定をさせていただくという内容でございます。

小越委員 私は、先ほどの訴えの提起を反対いたしましたし、訴えの提起とこの補正予算がリン

令和4年12月臨時会総務委員会会議録
クしていますので、このお金を支出することには反対です。債務負担行為も長期にわたるといよりも、今後、高裁ですから早くなると思うんです。債務負担行為ですが、今まで減算しているのが減算しないということに、ちょっと私は疑問を感じます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

総務委員長 卯月 政人